

総務省独立行政法人評価委員会
郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会（第17回）

平成24年1月27日

【釜江分科会長】 定刻となりましたので、これより第17回の総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の会合を始めさせていただきたいと思えます。本日は、委員の皆様におかれましてはご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

事務局より、本日の会議の定足数の報告及び資料の確認をお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 本日は、総務省独立行政法人評価委員会令第7条第3項で準用する同条第1項に基づき、分科会委員3名全員にご出席いただいております。定足数の過半数をここで満たしておりますので、会議が成立することを報告させていただきます。

続きまして、本日の資料のご確認をさせていただきます。資料のほうをごらんください。議事次第の次のところに配布資料の目次がございます。資料1-1のが今回の議題となっております、管理機構第2期中期目標（案）の本体になります。

それから資料1-2のほうは、現在の中期目標と見直し案、それから次期中期目標（案）の比較対象表となっております。

それから参考資料がその下に続いております。まず参考資料1として、先日、評価委員会のほうで審議いただきました、中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案です。

それから参考資料2として、独立行政法人のセキュリティー対策の推進に関する文書がついております。

それから参考資料の3としまして、中期目標・中期計画の策定に係るスケジュール等についてまとめた資料が入っております。

それから参考資料4-1、4-2、4-3、これが先日、1月20日に独立行政法人の制度・組織の見直しに関する基本方針が発表されておまして、それに関する資料となっております。

それから最後に参考資料5として、委員等の名簿がついております。

以上、不足の資料などございませんでしょうか。もし不足の資料などありましたら、今

お知らせいただければと思います。以上でございます。

【釜江分科会長】 どうもありがとうございました。それではお手元の議事次第の、議事の1番、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構第2期中期目標（案）についてに入らせていただきたいと思います。

前回の分科会におきまして審議をお願いいたしまして、機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案を踏まえまして、事務局において、機構の第2期中期目標（案）を作成しておりますので、本日はこの中期目標（案）についてご議論いただき、当分科会として決定させていただければと思います。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 はい、わかりました。説明させていただく資料のほうは、資料1-1と1-2がございます。1-1のほうが本体になるのですが、中期目標のほうは現在の中期目標を、見直し案を踏まえて今回修正するというので、その修正の経緯が、比較対照表のほうがよくわかると思いますので、資料の1-2をごらんいただければ思っております。

それでは資料1-2について、1ページから説明させていただきます。まず一番左の欄が、現在の中期目標、中央の欄が見直し案、右側の欄が今回審議していただく、第2期中期目標（案）となっております。まず最初に左側の第1期中期目標のところは、前文として、郵政民営化の基本理念・基本方針に係る文章が書かれておりますが、この部分は今回2期目ということで、特にこの部分については、書かないということで削らせていただいております。

それから、見直し案の2段落目以降、「なお」の中の文章であります。「中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示す」、また「目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする」としております。この内容については、以下の本文のほうで、これを踏まえて目標（案）を書かせていただいております。

中期目標（案）の第1ページのところは、特に大きな変更などはございません。

2ページでございますが、「中期目標の期間」についてでございます。現在の中期目標は、平成19年10月1日から4年6カ月間となっております。これは最初の中期目標を策定したときが、郵政民営化のときということで、19年10月という、年度の途中から始まっております。その関係で4年6カ月となっていたのですが、今回は4月1日から始まる

ということで、平成29年3月31日までの5年間とさせていただきたいと思っています。独法の中期目標については、3年から5年の間で決めるということになっているのですが、機構の業務についてはある程度、長いスパンで変化を見たほうがいい内容かと考えておりました。その意味で、他の総務省の独法と同じく5年を中期目標期間としたいというふうに考えております。

次に、第2の「業務運営の効率化に関する事項」でございますが、特に赤字で書いてあるところが、今回付け加わった部分でございます。見直し案を踏まえて、「機構の運営に当たっては、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの検討等により業務運営コストを縮減すること」という部分が付け加えられております。それから2つ目の赤字の部分、「また、中期目標期間中に、国際ボランティア貯金寄付金の配分を完了し、業務体制の見直しを図ること」、この部分についても、付け加えられているところでございます。

同じページの、見直し案の中央の段の下線より少し下の部分に、「次期中期目標における一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、現行中期目標期間における効率化実績と同程度以上の努力を行うとの観点から、具体的な目標を設定する」とされております。この部分については、次ページ以降で対応しているところでございます。

右の、次期中期目標（案）の2の「業務経費等の削減に関する事項」のところをご覧ください。最初に赤字修正部分、「特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこと」というのが見直し案を踏まえて付け加えられております。それから、その少し下の部分で、目標設定の部分ですが、機構の一般管理費及び業務経費の合計の中から除く部分として、「及び人件費を除く」と、この部分が追加されております。ただ、ここの部分については、現在でも一般管理費、業務経費からは人件費を除いて目標設定しておりますので、実際に除く部分は変わらないのですが、人件費は除かれているというのを明確に示すために、今回明記することにしております。

それから具体的な目標設定でございますが、目標期間の最終年度において、平成23年度の当該経費の95%以下とすることという形で、数値目標を置いております。こちらのほうは左端の第1期中期目標のところを見ていただきますと、「平成19年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額の96%以下とすること」と、第1期中期目標のほうは定められておりました。これは第1期目でしたので、最初の19年度の半年間

の経費を出しまして、それを半年ですから、年換算ということで、掛ける2倍すると。それを基準としまして、それから4年間で年に1%ずつ、4%以上削減するというのが第1期の目標でした。そして、それと同等以上の努力をするということで、今回は第1期中期目標の最終年度、23年度の経費を基準としまして、5年間で各年1%の計算で、5%以上削減するというのを目標数値として設定しているところでございます。

次に、最初の目標設定のところでは除かれた人件費に関する部分でございますが、まず給与水準につきましては、「国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等のあり方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況を公表すること」としております。これも見直し案を踏まえた追加修正でございます。

この給与水準につきましては、第1期中期目標のときと同じように、これに基づいて機構のほうで具体的な目標というのを、中期計画の中で設定していただいて、その計画についてまた独法評価委員会のほうでご審議いただき、最終的には総務大臣が認可するという形で目標を設定していきたいと考えております。

それから「適切かつ効率的に業務を実施するため、業務量に応じて組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費の削減を進める」、「部の統合についても検討する」ということについても、見直し案をそのまま踏まえて、追加されております。

それから、給与水準というのは、基本的に1人当たりの人件費なのですが、人件費の削減というのは、それと併せて組織・人員自体の変化によっても変わるものですから、これと別途、人件費の削減自体についての目標設定の部分が、3ページから4ページにかけて書かれております。「人件費の削減に当たっては、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体的な削減目標を設定し、必要な取り組みを実施していくこと」。公務員についても、今、給与の削減その他で、人件費の削減が謳われておりますが、そうした取組を踏まえて、また機構のほうで具体的な目標設定を、中期計画の中でしていただくことになるというふうに考えております。

次に「契約の点検・見直しに関する事項」でございますが、こちらについても、基本的に見直し案の内容をそのまま中期目標（案）に追加しております。具体的には、機構が策定した随意契約等見直し計画を着実に実施することにより、業務の効率化を図ること、具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続すること、また少額随意契約についても、引き続き、

複数の業者から見積りを徴することなどを徹底して、効率的使用を図っていくことというのが追加されております。

その下、第3の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の、「資産の確実かつ安定的な運用」の部分については、基本的に第1期中期目標と変わっておりません。

次に5ページでございますが、こちらの部分、かなり多く追加修正されておりますが、基本的にすべて、見直し案を踏まえたものとなっております。最初の部分、委託した郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務の質の維持・向上、適切性の確保のため、委託先等に定期・随時の確認を行う。必要に応じて改善を求めるなどの措置を講ずること。特に保険金支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応などの、引き続き改善していくことが求められる点については、委託先等に対して態勢整備を含め、対応状況をモニタリングを行うこと、不適切事例が発生した場合に、発生原因を分析すること、その結果をもとに再発防止策の実施を指導することというような形で改善に向けた取組を強化していただくと。そのうえで、さらに従来と比較して、どのように改善されたかについて検証していただくことが、追加しております。

それからその下の、「なお」以下の、黒字の(1)(2)の部分につきましては、基本的に第1期中期目標をそのまま継続して、今回の第2期中期目標に載せております。具体的には、管理業務の提供場所、提供時間について、利用者の利便の確保に配慮したものとすること、それから標準処理期間を設定して、9割以上をその処理期間で処理することというのが、第1期の継続として、今回も中期目標に載せております。

それから6ページ目、「また」以降でございますが、監査業務の実施に当たっては、委託先、再委託先の内部監査の結果の利用を進め、内部統制機能を活用して、効果的、効率的な実施に努める。そして、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。これも見直し案を踏まえた追加修正でございます。

次の、3の「預金者等への周知」の部分です。こちらについても、黒字の部分は基本的に、郵貯・簡保に関する債務の履行の確保促進を図るために、預金者等へ周知するという部分については、第1期中期目標と同じであります。それに追加しまして、赤字の部分、「なお、広報業務の実施に当たっては、実際に窓口において権利行使をしたものに対する実態調査等を行い」、つまり預金の払戻しなどをした方に対してアンケートを行うなどによりまして、費用対効果を十分検証しつつ、効果的、効率的な実施に努め、機構全体の経費

の増大を招かないようにすることとすることを追加しております。

7ページでございます。「照会等に対する対応」の部分は、基本的に同じでございます。

5の「情報の公表等」に関する部分も、基本的には同じであります。少し書きぶりが変わっておりますのは、第1期中期目標のときは、公表する情報の範囲として、公社時代のものを基本とするということが書かれておりましたが、今回第2期ということで、第1期では、ある程度、十分な情報の公表が行われていたということで、引き続き、目的を達成するために必要な情報を公表していただくということで、一部、文章を直しております。

8ページでございますが、第4の「財務内容の改善に関する事項」のところは、そのまま第1期中期目標と同じでございます。

第5の「その他業務運営に関する重要事項」、「内部統制の充実・強化」に関する部分ですが、こちらのほうも基本的に見直し案の内容をそのまま、第2期中期目標に付け加えております。少し文章が違って見えますのは、この見直し案の、「その際」以下の部分を先に持ってきたという形で、総務省の報告書、あるいは独法評価委員会からの意見を踏まえ、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて、定期・随時に内部統制の独立性評価を実施する、内部統制の更なる充実、強化を図っていくとしており、少し上下を逆転して書いた形になっておりますが、内容的にはそのまま見直し案を踏まえたものとなっております。

その下、「適切な労働環境の確保」については、変更はございません。

9ページでございますが、個人情報の保護の部分についても、第1期中期目標と基本的に同じでございます。

それから4の「災害等の不測の事態の発生への対処」、この部分につきましては、昨年、東日本大震災が起きましたので、この「東日本大震災の際の対応等を踏まえ」という部分が、付け加えられております。

10ページでございます。5の「情報セキュリティ対策の推進」、こちらにつきましては、特に見直し案で、これを入れなさいというような指示はなかったのですが、政府全体として独立行政法人の中期目標を作る際に、こうした内容のものを入れなさいという、政府横断的な指示が出ておりますので、そうした政府の方針を踏まえ、「適切な情報セキュリティ対策を推進すること」というものを、第2期中期目標に追加しております。

それから6の「保有資産の見直し」であります。こちらの見直し案につきましては、今回の中期目標期間が終わった後、つまり23年度の決算整理が終わった後で、きちんと繰

越積立金の額を、積立金として整理する——次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出するということが求められていたのですが、この第2期中期目標期間が終了した後も、同じように、積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として、整理する金額を厳格に算出することということで、時期的には違いますが、見直し案の内容を踏まえて、今後も同じように厳格に算出することということ、中期目標の中に加えております。

7の「その他」ですが、環境保全の点につきましても、特に変更はございません。

駆け足になりましたが、中期目標（案）の説明は、以上でございます。

【釜江分科会長】 ありがとうございます。ただいまご説明いただいた内容について、ご意見、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。

【米山分科会長代理】 参考までにお聞きしたいただけなので、特にここの内容に直接関わることはないのですけれども、中期計画の9ページの4の「東日本大震災の際の対応等を踏まえ」のところですね。実際に委託先でいろいろな今回対応がされたと思うのですが、例えば東日本大震災でどの程度の死亡保険金が支払われたとか、あるいは民間は災害特約、地震免責の記述があるけれども、わりと早く、これを適用せずに払ったという経緯があるのですけれども、簡保のほうは全体的にどうだったのでしょうか。わかる範囲内で教えていただければと思います。

【事務局（徳永課長）】 その辺は機構のほうから。わかる範囲で説明をお願いします。

【機構（若林保険部長）】 今、直近の正確な数字は持ち合わせてございませんので、その限りで申し上げます。

【米山分科会長代理】 本当に簡単で結構です。

【機構（若林保険部長）】 東日本大震災の関係では、旧契約につきまして、非常取扱い、あるいは契約者貸付については特別取扱いといった形で、いろいろなスキームを講じてきているところです。例えば死亡保険金の支払実績で申しますと、1月19日現在で5,738件の支払実績がありますし、うち、災害保険金という形で223億6,519万、お支払いしています。そのほか、保険金の払込猶予期間の延伸等の取扱いをやってきておりますけれども、現在だんだん収束に向けて動いてきているという状況です。

災害保険金については今のようなことですし、このほか契約者貸付がかなりの数になっておりますけれども、これらについても3月末をもって、現在の特別な取扱いから、非常取扱いという形で変更していくといったようなことを現在進めております。ちょっとその

ほか、……。

【米山分科会長代理】 いえ、もう。

【事務局（徳永課長）】 あと一つ、補足で、簡易保険の旧契約については、元々地震免責、災害免責というものがございません。

【米山分科会長代理】 ないわけですか。

【事務局（徳永課長）】 はい。

【米山分科会長代理】 災害特約みたいなものは、あるのですか。

【機構（大高総務部長）】 災害特約はございます。

【米山分科会長代理】 で、免責はない。

【機構（大高総務部長）】 地震免責条項はございません。

【米山分科会長代理】 条項が、免責はないわけですね。

【事務局（徳永課長）】 旧契約については、そういう災害の免責はございません。ただ、かんぽ生命、民営化されてからの新契約の部分については、そういう免責をする規定はございますけれども、それについても民間生保と同じように、今回特に、免責規定の適用はしなかったというように聞いております。

【米山分科会長代理】 そうですか。では、先ほどの223億というのは、旧契約と新契約を合わせて、そのぐらいだということですね。

【機構（若林保険部長）】 そうです。これは簡保と機構の合計の分です。

【米山分科会長代理】 はい、ありがとうございます。安心しました。対応として、民間と大きな違いがなかったということであると理解しました。ありがとうございます。

【梶川専門委員】 小さなことなんですけれど、2ページ目に、見直し案にあるので、多分それを受けられた部分だと思うんですが、業務の効率化に関する事項で、赤字2行目に、アウトソーシングの検討等により業務運営コストを削減されると。ただ、この法人、非常に小さな所帯でいらっちゃって、このアウトソーシングって現実味があるんでしょうか。今ご検討される余地がおありなのかなというのが、まず一つのご質問です。

そして、これアウトソーシングで業務効率、コストを削減するということは、逆に言えばアウトソーシングした業務を、こちらでやっておられた人員というのは、多分何らかの形で削減されるので、初めて業務コストが削減されるわけなので、法人自身の人員削減というのを伴って初めてアウトソーシングというのは意味が出るので、ちょっと現段階でそういうことが可能なのかなということが一つと、万が一、それを行われる可能性がもしあ

るとすると、3ページ目の一般管理費業務経費を、中期計画の95%以下にするといった場合の、この業務経費の中にアウトソーシングコストは入るのか、入らないのか。その二つなんですけれど。

【事務局（徳永課長）】 アウトソーシングのところは、実は、やはりいろいろと議論があって、非常に細かいことを言うと、見直し案のところ「アウトソーシングの活用等により」というように書いておりました。基本的に、このアウトソーシング活用でコスト削減をなさいというのは、政独委、政府全体の独法評価委員会のほうで、できるだけアウトソーシングなどを活用して、コスト削減をなさいというのが、一般的な指示というか意向として出ております。ただ、機構のような小さいところで、本当にそういうものの実効性があるのかというのは、実際いろいろ検討してもらわないと、かえって場合によっては、コストがかかってしまうということもありますから、そこは「必ず活用しなさい」ということから、「そういう可能性も含めて検討してください」というように、中期目標のほうでは書いております。

他の独法の例を見ると、給与関係事務ですとか、庶務関係、共通事務などをアウトソーシングしている例が多いのですが、その場合、ある一定以上の規模がないと、やはりなかなかコスト削減効果が生まれないということで、検討はこれから機構のほうにさせていただくのですが、それは、実際にコストの削減効果があるかどうかというのを見ていただいて、場合によっては、メリットがあるなら導入してもらおうし、そうでなければ、検討はしてみたけれど、必ずしも活用まで至らなかったという場合もあり得るのかなと思っています。

3ページのほうの、業務経費等の削減目標との関係で、どうなるかということなのですが、現時点で具体的にアウトソーシングによってコスト削減できるかどうかというのは、そこはまだあまり明確になっていないものですから、あらかじめアウトソーシング経費を除外するとか、そういうことはしておりません。全体の経費節減の中で、1つの方策としてその検討も行っていただくというものと考えております。お答えになっていきますでしょうか。

【梶川専門委員】 ちょっとお答えに……。2番目の質問は、もちろん現段階で、起こるか起こらないかわからないけれども、起こったときにはどうされることを、総務省としては目標としてお出しになっているのかということなので、目標のところ、別に、起こったらどうするかということは、入れておいても……。もし可能性が少しでもあるならば、それは除くと書くなら、除くと書いてもいいでしょうし、あえて除かないのであれば、か

なりきついハードルですけれども、その分も入れて95%にされるとか、別に、どちらになってもというのは、2番目の質問は可能だと思うんですが。

【事務局（徳永課長）】 今のところは、当然、アウトソーシング経費のほうがコストがかかってしまうような場合は、アウトソーシングをわざわざやっていたかかないということですので、基本的には。

【梶川専門委員】 ただ、人件費が減って、アウトソーシング経費がかかるというのは、アウトソーシングの効率化というお話だと思うんですね。ただ、全く実は、これ議事録があるので何とも申し上げづらいんですが、あまりほとんど、リアリティーがないのであれば、今目標を少し客観的に考えて、目標達成について少し前向きに行こうという、全体の流れの中で言うと、見直し案にはあるものの、法人独自の組織的な構成があるわけですから、決して見直し案のワーディングを全部使わなくてもいいような気も、実はするんですけれども、これ多分、「活用を検討」とかいうところは、それなりのご工夫のところだとは思いますが、法人が非常に効率的な人数でやっておられるのであれば、少しリアリティーがあるかないかは、大体おわかりなんじゃないかなという気はするんですけれども、一応それは、私の勝手な、個人的な意見でございます。

で、さっきのその数字、この後ろのほうの話は、数字の話にもなってしまいますので、万が一というのはおかしいんですけれども、検討されるわけですから、もし起こればということ的前提に議論をするとすると、一応目標の段階で95%の中に入れるのか入れないのかというのは、ちょっと後で、ここに書き込むような話ではないので、今の討議とはちょっと違うのかもしれないんですが、一応解釈は確認しておいていただいたほうがいいとは思いますが。

【事務局（徳永課長）】 今、先にやることが決まってないので、あらかじめその項目を除外しておくというのは難しいのですが、中期目標、また年度計画という形に、だんだんブレークダウンして見ていく中で、「全体としてコスト削減になるのだけれど、数字的には目標との関係が問題になる」というようなことがあった場合には、最終的な中期目標期間終了時の評価などの中で、その点を踏まえてどう評価していただくかということになると思います。つまり、全体としてはコスト削減効果はあるけれど、数字的には最初に設定した数字の関係でどうなるかといった場合には、個別事情も考慮していただいた上で、評価をいただくことになるのかなと思っております。

【梶川専門委員】 わかりました。はい。

【釜江分科会長】 よろしゅうございますか。あと何か、ご質問、ご議論、ご意見、いかがでしょうか。

【宮村専門委員】 5ページのところの「提供するサービスの質の維持・向上」のところで、細かいことですが、4行目のところ「定期及び随時の確認等を行うとともに」と書いてありまして、以前ですと、定期的な確認があつてという、そのまま評価したのですけれども、随時やるというのは、どういうときに随時ということを……。何か臨時の問題があつたときにという意味なんですか。

【事務局（徳永課長）】 そうですね。トラブルが生じたり、事故関係で、特に問題がある場合などを考えております。

【宮村専門委員】 なるほど。では、そういう場合がないときには、これは確認されてなくても、評価の減点にはならないということですね。こう書いてあると何か、必ずどんなときでも、随時チェックが必要な感じがするのかなと、ちょっと思いましたので。

【釜江分科会長】 定期的には、確認があるわけですね。

【宮村専門委員】 やってますね。

【釜江分科会長】 それ以外に、問題が発生したら随時。

【宮村専門委員】 そのように、書いてあればいいんですけれども、随時とか書いてあると、全くその定期以外やってなかったら、怠慢だという、そういう評価になってしまうのかなと、ちょっと心配だったので。

【事務局（徳永課長）】 これは、今までも、随時ということにしています。

【機構（大高総務部長）】 現実問題としまして、残念ながら重大な事故も、年間のうち何回か発生しますので、その際は速やかに委託先から機構に対して報告するようになっております。それに合わせて不明な点とか、事後措置とか、そういうものを確認するという態勢になっておりますので、この記述の問題はないかと存じます。

【宮村専門委員】 ここでの議事録に、そういう事故が起こったときにやればよいというようになれば、入りますから、それで問題ないですね。要するにここに書いてなくても、今の随時の意味の確認は、今おっしゃったようなことが議事録に載りますので、十分ですねという。

【事務局（徳永課長）】 はい。

【米山分科会長代理】 ちょっと関連して質問なのですが、今の、事故が起こったときに随時対応するということなのですから、その事故というのは、旧契約だけなの

ですか。それとも新契約に関しても、報告とかそういったものは受けるのでしょうか。

【機構（大高総務部長）】 基本的には旧契約でございますが、旧契約にも関係するような新契約に係る事故についても、一定の報告は受けております。基本線は、旧契約ですが、それだけではございません。

【米山分科会長代理】 その調査等の深さというのは、旧契約のほうが。

【機構（大高総務部長）】 深いですね。

【米山分科会長代理】 新契約も、関連するものについては、レポートは書くのですね。

【機構（大高総務部長）】 はい。例えば、新契約に係る犯罪というのは、重要な事項でございますので、我々も旧契約についても同様なことが、同様な状況が発生しかねませんので、そういうものについては報告を受けております。

【米山分科会長代理】 わかりました。どうもありがとうございます。

【丹生谷専門委員】 今のお話をお伺いしていると、1段落目のところと2段落目のところ、「特に」以下のところというのが、違いがあまりわからないというのか、1段落目のところの、定期及び何か問題があったときに随時確認などして、おそらくそのときには、その後チェックして取組強化をして、おそらくその後には検証するということなのだと思うのですけれど、そうでなくて、特に何か特定の事故があって、それについては後の検証もするけど、そうではないものについてはしないとか、そういう区別を多分されているわけではないのだと思うのですけれど、少しこの1段落目と2段落目が、関係がよくわからないというか。

【事務局（徳永課長）】 1段落目も、実際には、その確認などは、委託先を通じてやるのですが、実際、まさに業務をきちんとやっているかどうか、それをある意味、直接的に確かめるということで、2段落目のほうはどちらかというと、委託先、ゆうちょ銀行とかかんぽ生命、あるいは郵便局会社の中でどのような監査体制をやっているかとか、どういうようにきちんとその辺をチェックしているかという、その仕組みをさらに外側からチェックするという、チェックのチェックをするというような点が、1段落目と2段落目の違いです。直接的なチェックか、チェック体制のチェックかという形で、少し違いを出しているつもりです。

【丹生谷専門委員】 そうすると、1段落目というのは、特に何とかなの事故という限定がついてないので、細かくて恐縮なのですけれど、全般的に直接的なチェックはすべて行いますと。そして、「特に」以降の、一定の事故については直接的なチェック、プラス間接

的な体制チェックも行い……。

【事務局（徳永課長）】 監査体制がどうなっているか、モニタリング体制がどうなっているかというのを、見させていただくということです。

【丹生谷専門委員】 その一定の事故以外のことについては、そういうことはチェックしないということですか。

【事務局（徳永課長）】 しないというわけではないのですが、「特に」というように書き出しているということで、より深く注意して見ていくという形で考えておりますけれど。

【丹生谷専門委員】 ここで、「特に」というふうに、引き続き改善していくことが求められる点というのは、具体的には、今までの経緯でこれは明らかなのでしょうか。

【事務局（徳永課長）】 そうですね。今までいろいろ指摘を受けたようなものを、一応例として挙げさせていただいておりますけれど。

【釜江分科会長】 よろしゅうございますか。

【丹生谷委員】 はい。

【釜江分科会長】 では、私も1点だけ、6ページの最後のところの、赤のパラグラフなのですが、これは権利行使をした人に対する実態調査ということなのですが、問題は、この周知が届いていないケースですよね。結果的に周知が届いて、権利行使した方はそれでオーケーだと。それで、その周知をしているのだけれども、それが届かないというケースも少なからずあると。それで、そういったケースについて、どういう原因があって周知が届かないのかということ、全部調べるわけにはもちろんいかないと思いますけれど、特定のサンプルでも取り出して調べてみるといったようなことを、時間とか費用とか、問題かもしれませんが、そういったことはおやりになれないのでしょうか。

【事務局（徳永課長）】 目標の中で、義務としてそれをやりなさいというのは具体的には書いておりませんが、一般論として、そういったものをできるだけ、権利消滅とか、できるだけ減らすように、周知活動を機構のほうにやっていただきますので、機構のほうでその辺を含めて、もし可能であれば、いろいろ考えてやっていただくことは、望ましいことだというように考えております。

【機構（大高総務部長）】 既に、分析しているわけなのですが、最大の要因は、お客様のほうが転居等をされた場合に、貯金・保険につきまして住所変更の手続をされていないことです。それで、時間が経ってしまって郵便物が届かないというのが、最たる理由でござ

ございます。したがって、平成23年度におきましては、新聞広報等を通じまして、まず転居等をなされた場合には、住所変更をしてくださいというのを前面に出して、今取り組んでいるところでございます。住所変更をしていただかないと、さすがになかなか、追うのが難しいというのが実態でございます。お客様の中には郵便関係の住所変更手続は取られるのですが、貯金・保険については手続を行っていないという方がおられます。その辺も踏まえ、郵便の住所変更の手続とは別に手続が必要ですよということを前面に出して、昨年11月の新聞広告をした次第でございます。再度、近々実施する予定でございます。

【機構（元岡貯金部長）】 よろしいでしょうか。権利消滅対策については、22年度の実績評価でも、個別案内周知、あるいは住所不明者の対応についてご意見をいただいております。それを受け、我々も、何ができるかを検討して、一部実行しているものや試行しているものもあります。その中で、それなりに経費がかかるものもあるわけですが、今回の中期目標では、特段その辺は、経費削減目標の例外になっておりませんので、ほかの経費を削減し、できるだけ費用のかからない方法での努力を続けていきたいと思っています。全体の経費削減の目標も非常に重いものですから、その辺も勘案して行うことになることを、ご理解いただきたいと思っております。

【米山分科会長代理】 ちょっと関連して。今、郵便のほうの住所変更、それと簡保・郵貯のほうの変更が別々になっていて、両方やってくださいという周知をされているということなのです。このところ、消費者から見たら、あるいは契約者から見たら、同じ郵便局だから、どちらか一方したら、自動的にわかっているのではないかと思われるのではないかと思います。

【機構（大高総務部長）】 そうですね。

【米山分科会長代理】 そのこのところ、個人情報の問題があるのかもわからないのですが、住所変更を郵便にしたら、その情報を共有できるようなことというのは、法律的に難しいのでしょうか。

【事務局（徳永課長）】 先生のご指摘のとおり、個人情報の点は考えないといけないということです。今、会社が別会社になっておりますので、別会社に個人情報を利用させるということについては、今後何らか、いろいろ検討していかないといけない課題だとは思いますが、ちょっと簡単ではないという、すぐに会社間でお客様の了解を得ずにやれるかという、そこは簡単ではないというふうに考えています。

【米山分科会長代理】 ただ、法律のことはよくわからないのですが、契約者に

としては、これに関しては何のマイナスもないことなので、ぜひ、まだ簡保に関して旧契約はたくさん残っていますから、今後消費者による誤認が発生することもあるかと思えますので、ぜひ検討していただきたいなど。

【丹生谷専門委員】 最初にその情報を入手するときに、同意をしますみたいな文言を、通常取るケースが民間では多いと思うんですね。その同じような形でできるのではないかなと思うのですけれど。

【事務局（徳永課長）】 全く同じ会社組織であれば、比較的簡単だと思いますけれど、別会社になりますので、この情報を別会社で使わせますというところまでできるかというところ、少し法律上、考えないといけない点があるのかなと思っています。ちなみに、郵便事業に関しますと、届出が出ていなくても、随時郵便配達の人が配っておりますので、転居情報など、だれだれさんがどこに変わったという情報を持っていますけれど、そういったことで得た情報も含めて、他の会社のほうで利用していいかどうかというところ、少なからず法律上の問題があると思いますし、やるのであれば、「なぜ簡保だけなのだろう、ほかの金融会社も使いたいですよね」という問題もありますので、そこは少し慎重に考えないといけないと思っています。

【丹生谷専門委員】 おそらくお客様がご自分で出された情報ではない情報については、先ほどの先生のご質問の範疇に入っていないと思うので、郵便局のほうでご自身で調査されたというか、行ってみたら変わっていたというような情報は、また別個に考えたほうがよろしいと思うのですけれど、お客様から同意を得てというような形であれば、多分お調べいただく必要があるかと思えますけれども、基本的には同意の問題なので、あれかななど。

【事務局（徳永課長）】 ただ、やるのであれば、他の民間金融機関もありますので、ゆうちょ銀行とかんぽ生命だけにとというような理屈が成り立つのかどうか、少し慎重に考えないといけない部分もあるかと思えます。

【重川委員】 済みません、その点について確認させて下さい。以前、民営化する前の時点では、例えば個人の方が住所変更をした場合に、それが貯金ですとか、あるいは簡易保険の住所変更等に使われていたということ、あるいは、そこで住所変更をお勧めをするというようなことが行われていたのでしょうか。もし、そうだとすると、その当時のサービスを維持するのだとすれば、旧契約に関して何らかの対応が可能というか、対応が制度的に必要なのかなという気がするのですけれど。

【機構（大高総務部長）】 民営化以前も、行っていなかったと理解しております。

【機構（武内理事）】 私の記憶で間違いがなければ、民営化以前の情報の流用というのは、事実上行われていたこともあるかもしれませんが、それ自体が問題であるということが、民営化の時点で指摘されたことで、したがって、会社が分かれた時点で、そのことは一切しないようにというのが、一つの考え方として整理されたというふうに理解しております。

【釜江分科会長】 ほかにございませんでしょうか。

いろいろご意見も出ましたが、機構の第2期目標、中期目標（案）につきましては、お配りしているもので、本分科会においてご了承いただいたものとして、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【釜江分科会長】 それではご意見ないものとしたしまして、進めさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

本日、委員の皆様にご審議いただく案件は以上でございますが、先般より、政府において、独立行政法人制度の改革の取組を行ってまいりましたので、この件について、事務局からご説明、ご報告いただければと思えます。よろしく申し上げます。

【事務局（徳永課長）】 1月20日に、独立行政法人の制度及び組織の見直しに関する基本方針というのが閣議決定されております。これについては、独法評価の関係でも、いろいろと影響があると思えますので、この概要について簡単にご報告させていただきたいと思えます。資料のほうは、参考資料の4-1をご覧ください。「独立行政法人の制度・組織の見直しについて（概要）」となっております。

こちらのローマ数字のⅡの、「独立行政法人の制度の見直し」のところをご覧くださいと思っております。具体的には、まず新たな法人制度に位置づけられる法人については、事務・事業の特性を踏まえて、国の関与のあり方の違いなどに鑑みて、大きく2つに分類することとなっております。1つ目の分類が、成果目標達成法人となっておりまして、一定の実質的・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みのもとで事務・事業を行うことにより、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められる法人ということとなっております。さらにそれを類型化しまして、研究開発型、金融業務型、文化振興型というような、類型化を行った上で、当該類型に即したガバナンス、組織のあり方、制度のあり方というものを、法改正をして決めていくというような形となっております。

次のページに行ってくださいまして、もう一つの分類が、行政執行法人ということで、

こちらのほうは、国の判断と責任のもとで、国と密接な連携を図りつつ、确实、正確な執行に重点を置いて、事務・事業を行う法人とされております。単年度ごとの目標管理のもとで、効率的な業務運営を実施するということで、執行に関する法人の裁量が小さい——現在の独法のうちで、非常に行政と密接な業務をやっている、法人の裁量が小さいところについては、こちらのほうに分類されるということで、制度設計が行われています。

次に2の、「新たな法人制度に共通するルールの整備」ですが、まず(1)、法人の内外から業務運営を適正化する仕組みの導入といたしまして、不適切な業務運営が明らかな場合に、主務大臣の是正命令などの必要な措置が行えるというように、主務大臣の権限が強化されております。また監事に対する調査権限の付与など、役員¹の義務責任を明確化するという形で、監事についても権限が強化されることとなっております。

それから(2)の、財務規律の抜本的な強化ですが、交付金について、事業別の予算の積算、執行実績を公表し、予算と実績の乖離を把握する。なお、機構については、特に国からの交付金、補助金が出ていない独法となっております。

次に不適切な支出、法人内部の不要資産流用を防止する仕組みを強化。自己収入に関する目標を設定する。経営努力で自己収入を増加させた場合などにおけるインセンティブの強化ということが、決められております。なお、この自己収入のところに関しましても、管理機構のほうは経営努力で利益が増えるという組織ではなくて、基本的にこの利益が、権利消滅金、時効完成益といったものなので、インセンティブの強化とこちらとは直接関係しない、影響しないような形になろうかと考えております。

(3)の、一貫性・実効性のある目標・評価の仕組みの構築ですが、政策責任者である主務大臣が、法人の中期目標設定から評価まで、一貫して実施することになります。これまで独立行政法人評価委員会のほうで、独法の評価をしていただいたのですが、新しい制度になった後は、主務大臣のほうでこれを評価する形に変更しようということが書かれております。さらに、その評価をするに当たっては、府省横断的な評価ルールを設定します。また、中期目標期間の終了時における法人の存廃等の判断、仕組みも導入するということになっております。

(4)の、国民目線での第三者チェックと情報公開の推進ですが、主務大臣のほうで、こういった法人の評価をすることになるのですが、その場合に、制度所管府省、これは例えば総務省などになるかと思うのですが、そちらのほうに第三者機関というのを設置しまして、その第三者機関が、その評価が正しいものかどうか点検します。さらに行政評価、

監視、行政レビューも組み合わせて、国民目線での第三者チェックを実施するという事になっていきます。情報公開についても、その内容を拡充します。会計基準についても見直して、事業別のセグメント情報を充実するという事になっております。

それから具体的な、個別の独立行政法人の組織の見直しでございますが、現在、独立行政法人が102法人ありますが、これを65法人に縮減するという方針が示されております。廃止される法人が7法人。民営化などが7法人。それから35の法人を統合して12法人とし、23法人を縮減するという事で、計37法人の縮減が考えられています。

この制度への変更は、現在のところ、法律改正などが準備されておまして、2年後、平成26年4月に施行を予定しております。したがって、それまでの間は、これまでどおり評価委員会のほうに、引き続き独法の評価をしていただくということになろうかと考えております。

次に、資料4-2を見ていただきたいと思います。カラーの資料でございます。1ページをめくっていただきまして、2ページ目を見ていただきたいと思います。こちらが、具体的にそれぞれの独法が、廃止に当たるのか、民営化に当たるのか、成果目標達成法人に当たるのか、行政執行法人に当たるのかの分類になっております。郵貯・簡保機構がどこに入るかと申しますと、左側の下のほうに、グレーの色がついた部分、「法律等により、在り方の見直しが予定されている法人」のところに入っております。これは郵政改革法案で、法律施行後、3年をめどに、郵貯・簡保管理機構については解散を検討するという事になっておりますので、そうした規定を踏まえまして、解散を検討していただきたいということで、こちらの枠組に入っております。

ただ、法律施行後、3年をめどに検討ということですので、それまでの間、独法制度の改革が行われてから、解散を検討するまでの期間という、少しギャップがあると思いますが、それまでの期間についてはどうするかといいますと、最終的には法案で決定されるのですが、現在のところは、成果目標達成法人に分類されるのではないかとこの見通しでございます。以上です。

【釜江分科会長】 はい、ありがとうございました。ただいまご説明いただいた内容について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

今の最後の、4-2の2ページ目の、成果目標達成法人で、いろいろ分類がありますが、あえて言えば、これのどこに入るのでしょうか。

【事務局（徳永課長）】 成果目標達成法人の中の金融業務型とか、研究開発型という類

型化がされていないところの、その他のところに入る見通しでございます。

【釜江分科会長】 はい。よろしゅうございますか。

それでは、これで本日の議事をすべて終了ということになるかと思えます。委員の皆様におかれましては、貴重なご意見をありがとうございました。最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 本委員会の議事録につきましては、事務局において取りまとめまして、委員の皆様にご確認いただいた上で、委員会議事規則に則り、公開することとさせていただきます。さらに会議資料につきましても、委員会議事規則に則り、公開することとさせていただきます。

なお、機構の中期目標、中期計画関係の今後の日程につきましては、まず中期目標につきましては、この後、総務省独立行政法人評価委員会の親会で、本件について審議することとなっております。ただ、こちらの審議は、現在のところ、実際に会合を開くのではなく、文書審議の予定でございます。その後で、財務大臣との協議を経まして、最終的に総務大臣が中期目標を決定させていただきます。それから、その結果を受けまして、今度は管理機構に、中期目標を踏まえた中期計画（案）を作成していただき、次回分科会においてご審議いただく運びとなっております。

なお、次回分科会の日程につきましては、2月の下旬ごろを考えておりますが、別途、また調整をさせていただきたいと存じております。以上でございます。

【釜江分科会長】 ありがとうございました。よろしゅうございますか。それでは以上をもちまして、総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の第17回会合を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

以 上